

利用者のために

1 調査の目的

商業統計調査は、全国の卸売・小売業を営んでいる商業事業所(以下「事業所」という。)を調査し、事業所の分布状況並びに商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)による。

3 調査の期日

平成14年6月1日現在で調査した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類大分類「卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

ただし、次に掲げるものは調査の対象から除いた。

(1)有料施設内にある別経営の事業所

劇場、映画館、運動競技場、野球場、駅の改札口内など有料施設内の事業所(ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査の対象)。

(2)付随事業所

百貨店等が別の場所に所有する自家用倉庫等。従って、付随事業所の従業者数、商品手持額はそれを管理する事業所に含める。

(3)調査日に営業していない事業所

調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は調査の対象とする。

5 調査方法

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式及び商業企業の本社・本店等の傘下事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式の二つの方式で行った。

6 調査の単位

単一の経営主体が商業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営主体が異なる場所で商業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに調査した。

7 用語の説明

商業事業所

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいう。

卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1)小売業または他の卸売業に商品を販売する事業所
- (2)産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- (3)主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテル等の設備、産業用機械、建設材料)などを販売する事業所
- (4)製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的・管理的事務を行っている事業所は除く)
- (5)商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
- (6)「代理商・仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう

小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1)個人用または家庭用消費のために商品を販売する事業所
- (2)産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- (3)商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- (4)製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所)
- (5)ガソリンスタンド

(6)主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動の拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売事業所)

(7)別経営の事業所

官公庁、会社、工場、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する

従業者

平成14年6月1日現在で、事業所の業務に従事している会社及び団体の有給役員、個人事業主及び無給家族従事者、常用雇用者をいう。

常用雇用者

一定の期間を定めなくて、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人をいう。また、平成14年4月、5月のそれぞれの月において、18日以上雇用した臨時も含む。

年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の有体商品の販売額(消費税を含む)をいう。

その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、商業以外の収入額(製造業出荷額、サービス業収入額等)を合計したものをいう。

商品手持額

平成14年3月31日現在で、事業所が販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいう。

セルフサービス方式

無包装のまま、あるいはあらかじめ包装され、値段がつけられている商品を、店に備えつけられた買い物かご等により客が自分で取り集め、出口に設けられた勘定場で一括して代金の支払をする方法をいう。

売場面積

商品を販売するために、その店が実際に使用する売場の延べ床面積をいう。ただし、卸売業、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

電子商取引

商取引(受発注者間の物品、サービス、情報等の交換)のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピューターを介したネットワーク上で行っていることをいう。

8 利用上の注意

公表形式について

- (1)本書の数字は地方集計によるものであり、後日、経済産業省が公表する数字と相違する場合がある。
- (2)該当事業所が1または2の場合、及び3以上であっても他との関連により必要がある場合秘匿した。
- (3)この統計表は単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しない場合がある。
- (4)統計表に使用されている記号は次のとおりである。

「 - 」……該当なし
「 0 」……単位未満
「 ... 」……不詳
「 」……秘匿数字
「 」……負数

その他

- (1)この調査は昭和27年以降2年ごとに実施してきたが、51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとの調査となり、60年以降は飲食店については調査対象から外れたため、過去の調査結果と伸び率の比較をする場合には、この点に留意すること。
- (2)また、昭和49年以後はガソリンスタンド、54年以後は自動車小売業、60年以後は牛乳小売業、畳小売業及び新聞小売業の売場面積は調査していない。
- (3)学区別集計は、調査区を学区に最も近い形で振り分けた。